

## 法人向け定期保険等の保険料の取扱いが改正

国税庁は4月11日、これまで行われていた法人向けの節税保険等に対応した法人税法基本通達等の改正案が発表し、意見募集（受付締切日5月10日まで）が行われました。この改正案について解説します。

## 1. 現状の取扱い

## (1) 定期保険に係る保険料の取扱い《法人税基本通達9-3-5で定めています。》

定期保険の保険料は、いわゆる掛捨ての危険保険料及び付加保険料のみで構成されており、これらを期間の経過に応じて損金の額に算入したとしても、基本的に課税所得の適正な期間計算を大きく損なうこともないと考えられ、その保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。

## (2) 長期平準定期保険等の保険料の取扱い《法人税個別通達で定めています。》

定期保険の中でも、特に保険期間が長期にわたるものや保険期間中に保険金額が遡増するものは、その保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払部分の保険料が含まれており、中途解約をした場合にはその前払部分の保険料の多くが返戻されるため、このような保険についても上記(1)の取扱いをそのまま適用すると課税所得の適正な期間計算を損なうこととなると考えられ、その支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いの適正化を図っています。

## (3) 解約返戻金のない掛捨て保険の保険料の取扱い《法人税個別通達で定めています。》

例外的取扱いとして、保険解約等において払戻金のない契約（以下「掛捨て保険契約」とします。）は、保険料払込みの都度当該保険料を損金の額に算入します。

## 2. 改正案

これまで、新たな保険商品が生まれては新たな通達改正が行われ、保険業界と課税庁のいたちごっこが続いてきました。今後これを解消し、その実態に応じた取扱いとなるよう資産計上ルールの見直しを行うとともに、類似する商品や第三分野保険（いわゆる「がん保険」や「医療保険」等をいいます。）の取扱いに差異が生じることのないよう、これまで商品類型ごとに定めていた個別通達を廃止し、基本通達でまとめて改正を行っています。具体的には次のとおりです。

## (1) 法人税基本通達9-3-5の改正

従来の定期保険に第三分野保険を加え、期間の経過に応じて損金の額に算入されます。

## (2) 法人税基本通達9-3-5の2の新設

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%を超えるものに参加してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、最高解約返戻率に応じ、それぞれ次のイからハまでにより取り扱うこととされます。

最高解約返戻率（区分）	資産計上期間	資産計上額（残額を損金算入）
イ 50%超70%以下※1	保険期間の前半4割相当の期間	当期分支払保険料×40%
ロ 70%超85%以下※1		当期分支払保険料×60%
ハ 85%超※2	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間※3の終了日	当期分支払保険料×最高解約返戻率×70% （保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%）

※1 取崩期間は、「保険期間の7.5割経過後から保険期間終了日までの期間」

※2 取崩期間は、「解約返戻金が最高額となる期間経過後から保険期間終了日までの期間」

※3 最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、その期間の解約返戻金からその直前の期間の解約返戻金を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が70%を超える期間がある場合には、その超えることとなる最も遅い期間

## (3) 掛捨て保険契約について

個別通達の廃止により、例外的取扱いがなくなり保険料払込みの都度損金の額に算入することができなくなると考えられます。また、最高解約返戻率が50%以下となり上記(2)に該当しないため、現時点では上記(1)に該当し期間に応じて損金の額に算入することになると考えられます。

なお、上記の改正内容については、改正通達発達日以後の契約に係る保険料に適用されるものであり、過去に遡及して適用されないこととなっています。改正通達の発表はもう間もなく行われる予定です。

（担当：藤田 博久）